

日台民間相互承認取決め概要

1. 関係法

台湾側 : 商品検査法
日本側 : 電気用品安全法

2. 対象となる製品群

台湾側 : 商品検査法に定める電気・電子製品及び情報技術装置※
日本側 : 電気用品安全法に定める電気用品の全て
(取決め附属書第1部第1項及び第2部第1節)

※電気・電子製品及び情報技術装置とは、台湾經濟部標準檢驗局(BSMI)発行の TAIWAN COMMODITY INSPECTION SCHEMES (CONFORMITY ASSESSMENT) Information Booklet に掲げる相互承認の対象製品を定めた製品の全てと解される。本冊子は、BSMI のウェブサイトにて閲覧可能。言語は英語版のみ。

3. 対象となる適合性評価手続

台湾側 : 商品検査法等に定める適合性評価手続※
日本側 : 電気用品安全法等に定める適合性評価手続
(附属書第2部第2節)

※本取決めで対象としている台湾側の適合性評価手続は、商品検査法に基づく製品認証登録(RPC)制度及び適合宣言(DOC)制度と解される。

4. 適合性評価機関の参加と適合性評価結果の受入

一方の側の区域の適合性評価機関(以下「CAB」という)は、他方の側の区域における制度に参加することが認められる。例えば、日本にある登録当局により登録を受けた台湾にある CAB 又は、台湾にある承認当局から承認を受けた日本にある CAB が実施するものの結果(適合性の証明書を含む)は受け入れられる。(第2条第1項)

5. 製品承認の処理日数

台湾にある承認当局による関連する製品承認の手続が必要とされる場合には、その承認手続は認証書の提出から4日又は2営業日のいずれか長い方の期間内に完了される。(第2条第2項)。

6. "商品検証機構"への法人格要件

台湾にある承認当局によって承認される日本にある商品検査法に基づく"商品検証機構"の法人格要件は、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人のいずれかであること(附属書第3部第1項)。

7. 通知文書の失効

2004年4月14日付け日本にある試験所の承認に係る標準検驗局発交流協会台北事務所宛通知の効力の失効する(附属書第3部第3項)。

8. 情報技術装置の電磁両立性に係る適合性評価結果の受入の促進

情報技術装置における電磁両立性(EMC)について、双方の側の区域における制度が異なることを認識し、情報技術装置の電磁両立性に関する適合性評価結果の相互受入に関する協力について検討を行う(第7条第2項)。

9. 合同委員会の設置

本取決めを効果的に実施し、及び運用するため、相互承認に関する合同委員会を設置する(第6条)。

10. 取決めの効力の発生

双方がそれぞれの手続が完了した旨を相互に通報する日に効力を生ずる(第10条第1項)。

以上は、取決めの主な内容を説明するもので、これら以外にも規定事項あり。また、分かりやすさを優先にまとめ、仮訳したものであることから、厳密な取決めの解釈は取決めの原文(英語)に基づく。

以上